

	<p>の評価換えの直前の時までの期間をいいます。)及び評価換後期間(その評価換えがあった時から当該事業年度終了の時までの期間をいいます。)をそれぞれ一事業年度とみなして、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額を算出することとされました。</p> <p>なお、この場合において、民事再生等評価換えは、評価換えの基礎となる事実が生じた時に行われたものとされます。</p>	
(8) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算(法令122の2、改正法附則10、11)	○ 外貨建資産等について民事再生等評価換えが行われた場合には、評価換えの基礎となる事実が生じた時に、外貨建資産等の取得又は発生の原因となった外貨建取引を行ったものとみなすこととされました。	(2) の適用時期等と同じとなります。
(9) 分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整(法令122の14一・四、155の22一・四、改正法附則10、11)	譲渡損益調整資産につき一定の事由が生じた場合にその譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する金額の計算について、民事再生等評価換えが行われた場合が追加されました。	(2) の適用時期等と同じとなります。
(10) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入(法令123の8四、改正法附則10、11)	○ 特定引継資産の譲渡等特定事由から民事再生等評価換えにおける評価損の計上を除くこととされました。	(2) の適用時期等と同じとなります。

減価償却制度に関する改正

特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等	
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(措法42の5、68の10、平4大蔵省告示第57号、平17財務省告示第122号)	適用対象となる新エネルギー利用設備等から電気自動車が含まれました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。	
(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却(措法42の7四、68の12四、平9大蔵省告示第221号、平17財務省告示第123号) (措法42の7五、68の12五、平11農林水産省告示第1335号、平17農林水産省告示第581号) (措法42の7六~八、68の12六~八、旧措法42の7六~七、68の12六~七、旧措令27の7~、39の42~、改正法附則1十九、31、45)	<p>特定旅館業を営む大規模法人について、適用対象資産から旅館業用電子計算機が除外されました。</p> <p>認定農業者に該当する法人について、適用対象資産から次のものが除外されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自走式トレンチャー ・自走式畝立マルチ施肥機 <p>○ 中小企業の新事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法が廃止され、中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴い、次のとおり制度が改組されました。</p>	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。</p> <p>同上</p> <p>中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日(平17.4.13)以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>	
	適用対象法人	適用対象資産	
	イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該承認経営革新計画に定める機械及び装置	
	ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置	
ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後5年以内のもの	当該事業の用に供される機械及び装置		
(注) 適用対象法人からはいずれも事業協同組合等及び大規模法人の子会社は除外されます。 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。		-	

<p>(3) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却（措法42の10、68の14、旧措法42の10、68の14、改正法附則1十九、32、46）</p>	<p>中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴う所要の整備が行われました。</p>	<p>中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）以後に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。</p>																									
<p>(4) 特定設備等の特別償却（措法43一、68の16一、改正法附則33、47、昭48大蔵省告示第69号、平17財務省告示第124号、平17財務省告示第218号）</p> <p>（措法43三、68の16三、措令28、39の46、旧措法43三、68の16三、旧措令28、39の46、改正法附則33、47、昭48大蔵省告示第69号、平17財務省告示第124号）</p>	<p>公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="518 504 1150 607"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公害防止用設備</td> <td>16%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>一般公害防止用設備に該当する構築物</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 次の設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで1年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般公害防止用設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理用設備のうち槽 ・ ばい煙処理用設備のうち煙突 ・ 汚水処理用等設備のうち汚水処理装置 ・ ばい煙処理用等設備のうちばい煙処理装置 ・ PCB汚染物等処理用設備のうち超高温焼却装置、分解装置、洗浄装置及び分離装置 ・ 特定フロン等破壊等設備 ・ 特定フロン等破壊装置及び特定フロン等供給装置 <p>ハ 一般公害防止用設備について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置 ・ ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置 ・ 窒素酸化物抑制設備のうち窒素酸化物抑制装置 ・ 産業廃棄物処理用設備のうち高温焼却装置及びばい煙処理装置 <p>ニ 一般公害防止用設備に揮発性有機化合物排出抑制設備が追加されました。</p> <p>船舶等に係る特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象資産となる船舶の要件に、環境への負荷の低減に資する一定のものが追加されました。</p> <p>ロ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="518 1451 1150 1653"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航船舶</td> <td>16%</td> <td rowspan="2">16%</td> </tr> <tr> <td>二重構造タンカー</td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>外航船舶（3千トン未満）</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>外航船舶（3千トン以上）</td> <td>18%</td> <td rowspan="2">18%</td> </tr> <tr> <td>二重構造タンカー</td> <td>19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ 適用対象資産から船員訓練設備が除かれました。</p> <p>ニ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	対象資産	改正前	改正後	公害防止用設備	16%	14%	一般公害防止用設備に該当する構築物	12%	10%	対象資産	改正前	改正後	内航船舶	16%	16%	二重構造タンカー	18%	外航船舶（3千トン未満）	16%	16%	外航船舶（3千トン以上）	18%	18%	二重構造タンカー	19%	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p> <p>平17.6.1以後に取得等をするものについて適用されず。</p> <p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
対象資産	改正前	改正後																									
公害防止用設備	16%	14%																									
一般公害防止用設備に該当する構築物	12%	10%																									
対象資産	改正前	改正後																									
内航船舶	16%	16%																									
二重構造タンカー	18%																										
外航船舶（3千トン未満）	16%	16%																									
外航船舶（3千トン以上）	18%	18%																									
二重構造タンカー	19%																										
<p>(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法43の2、68の17、改正法附則33、47）</p>	<p>建物及びその附属設備に係る特別償却割合が12%（改正前は13%）に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>																									
<p>(6) 保全事業等資産の特別償却（旧措法43の3、68の18、旧措令</p>	<p>特定中核的民間施設の特別償却が、適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、廃止されました。</p>	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>																									

<p>28の3 ~、39の47、旧措規20の7、22の30、改正法附則33、47)</p> <p>(措法43の3、68の18、旧措法43の3一、68の18一、改正法附則33、47)</p> <p>(旧措法43の3二、68の18二、旧措令28の3、39の47、旧措規20の7、22の30、改正法附則33、47)</p>	<p>保全事業等資産の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 山村振興法の保全事業等の計画に係る特別償却につき、機械及び装置の特別償却割合が13% (改正前は15%) に引き下げられるとともに、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>ロ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の事業計画に係る特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。</p>	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについては適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>															
<p>(7) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44、68の19、措令28の4、39の48、旧措法44、68の19、旧措令28の4、39の48、改正法附則33、47、改正措令附則18、28、旧昭54総理府告示第26号、旧平14内閣府告示第12号、平17内閣府告示第33号、旧平15内閣府告示第288号、平17内閣府告示第34号、平17内閣府告示第35号、旧平15内閣府告示第289号)</p>	<p>対象区域について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 追加された区域.....日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域</p> <p>ロ 除かれた区域.....大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域のうち、地震防災対策用資産の普及が進んでいる地域として内閣総理大臣が指定する区域</p> <p>特別償却割合が8% (改正前は9%) に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>															
<p>(8) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却(措法44の2、68の20、改正法附則33、47)</p>	<p>特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1178 1110 1274"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>15%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td> <td>8%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	対象資産	改正前	改正後	機械及び装置	15%	14%	建物及びその附属設備	8%	7%	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>						
対象資産	改正前	改正後															
機械及び装置	15%	14%															
建物及びその附属設備	8%	7%															
<p>(9) 事業革新設備の特別償却(措法44の4、68の21)</p>	<p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>															
<p>(10) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の6、68の23、改正法附則33、47)</p>	<p>特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="480 1473 1150 1693"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気通信利便性充実設備</td> <td>デジタル送信用光伝送装置</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>加入者系光ファイバケーブル</td> <td>6%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>広帯域加入者網普及促進設備</td> <td>デジタル加入者回線多重化装置</td> <td>15%</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期限が次のとおり延長されました。</p> <p>イ 電気通信利便性充実設備及び広帯域加入者網普及促進設備に係る措置.....平成18年5月31日まで1年2月延長</p> <p>ロ 放送番組制作効率化設備に係る措置.....平成19年3月31日まで2年延長</p>	対象資産		改正前	改正後	電気通信利便性充実設備	デジタル送信用光伝送装置	10%	10%	加入者系光ファイバケーブル	6%	5%	広帯域加入者網普及促進設備	デジタル加入者回線多重化装置	15%	12%	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
対象資産		改正前	改正後														
電気通信利便性充実設備	デジタル送信用光伝送装置	10%	10%														
	加入者系光ファイバケーブル	6%	5%														
広帯域加入者網普及促進設備	デジタル加入者回線多重化装置	15%	12%														
<p>(11) 商業施設等の特別償却(措法44の7、68の24、措令28の10、39の53、旧措法44の7一・二・四、68の24一・二・四、旧措令28の10~、39の53~、旧措規</p>	<p>中小小売商業振興法の共同店舗等整備計画に係る特別償却が廃止されました。</p> <p>中小企業流通業務効率化促進法の認定計画に係る特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。</p> <p>中小小売商業振興法の認定商店街整備計画に係る特別償却及び</p>	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。</p> <p>同上</p> <p>-</p>															

<p>20の12、22の34、 改正法附則33、47)</p>	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の認定振興計画に係る特別償却について、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>										
<p>(12) 製造過程管理高度化設備等の特別償却(措法44の8、68の25、旧措法44の8、68の25、旧措令28の11、旧措規20の13、改正法附則33、47)</p>	<p>飼料製造設備等の特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。</p> <p>製造過程管理高度化設備等に係る特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 416 1058 517"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td> <td>6%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	対象資産	改正前	改正後	機械及び装置	12%	10%	建物及びその附属設備	6%	5%	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されず。 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
対象資産	改正前	改正後									
機械及び装置	12%	10%									
建物及びその附属設備	6%	5%									
<p>(13) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45一、68の27、措令28の13一、改正法附則33、47)</p> <p>(措法45二、68の27、措令28の13二、改正措令附則18、平17総務省・農林水産省・国土交通省告示第59号)</p> <p>(措法45三、68の27、措令28の13三イ、改正法附則33、47)</p>	<p>半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 機械及び装置の特別償却割合が10%(改正前は11%)に引き下げられました。</p> <p>ロ 適用期間が公示の日から21年間(改正前は19年間)に延長されました。</p> <p>過疎地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 対象地域となる過疎地域に類する地区に、半島振興対策実施地域として指定された地区のうち一定の要件を満たす地区が追加され、適用期限が平成19年3月31日までとされました。</p> <p>ロ 過疎地域及び過疎地域に類する地区(奄美群島の地区を除きます。)並びに水源地域に係る適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="531 1294 1110 1395"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>11%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td> <td>7%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 離島振興対策実施地域及びこれに類する地区(奄美群島を除きます。)に係る適用期間が公示の日から14年間(改正前は12年間)に延長されました。</p>	対象資産	改正前	改正後	機械及び装置	11%	10%	建物及びその附属設備	7%	6%	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p> <p>半島振興対策実施地域として指定された日以後に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p> <p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
対象資産	改正前	改正後									
機械及び装置	11%	10%									
建物及びその附属設備	7%	6%									
<p>(14) 医療用機器等の特別償却(措法45の2、68の29、措規20の17二・六・七、22の38、旧措法45の2二、68の29二、旧措令28の14、39の58、旧措規20の17二・三二、22の38、改正法附則33、47、改正措令附則18、28、改正措規附則9、平2大蔵省告示第24号、平15厚生労働省告示第145号、平17厚生労働省告示第146号)</p>	<p>医療用機器の特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 特定民間施設の機能の発揮に資する機器の特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。</p> <p>ロ 適用対象資産である救急医療用機器から、次の脳疾患の治療に資する機器等が除かれました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 超音波式経頭蓋血流測定装置 生体情報モニタ <p>ハ 医療の安全の確保に資する機器について、次の改正が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸液ポンプが除かれました。 生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置及び分娩監視装置が追加されました。 <p>ニ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>									

(15) 特定医療用建物の割増償却（措法45の2、68の29、旧措法45の2一、68の29、改正法附則33、47）	<p>特定医療用建物の割増償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象資産から、介護保険法の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附属設備が除かれました。</p> <p>ロ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>									
(16) 建替え病院用等建物の特別償却（措法45の2、68の29）	<p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>									
(17) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（措法46、68の30、旧措法46一、68の30一、旧措令29～、39の59～、改正法附則33、47、改正措令附則18、28）	<p>中小企業経営革新支援法の経営基盤強化計画に係る割増償却が、適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、廃止されました。</p>	<p>平17.4.1前に経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員である法人の有するものについては、従来どおり適用されます。</p>									
(18) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（措法46の2、68の31）	<p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>									
(19) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却（措法46の3一、68の32一）	<p>農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画に係る割増償却について、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>									
(20) 優良賃貸住宅等の割増償却等（措法47、68の34、改正法附則33、47、改正措令附則18、28、改正措規附則9、12）	<p>特定優良賃貸住宅の割増償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="507 987 1110 1088"> <thead> <tr> <th>特定優良賃貸住宅の区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td> <td>21%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td> <td>28%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却及び改良優良賃貸住宅の特別償却の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	特定優良賃貸住宅の区分	改正前	改正後	耐用年数35年未満のもの	21%	15%	耐用年数35年以上のもの	28%	20%	<p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
特定優良賃貸住宅の区分	改正前	改正後									
耐用年数35年未満のもの	21%	15%									
耐用年数35年以上のもの	28%	20%									
(21) 特定再開発建築物等の割増償却（旧措法47の2二、68の35二、旧措令29の5、39の64、旧措規20の21二、22の42、改正法附則33、47、改正措令附則18、28、改正措規附則9、12） （措法47の2三、68の35三、措令29の5、39の64、措規20の21三、22の42、改正法附則1二十、33、47） （措法47の2五、68の35、措令29の5、措規20の21五、旧措令29の5、改正法附則33㉔、47㉔、改正措令附則18） （措法47の2、68の35）	<p>適用対象資産について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象資産から、都市再開発法の認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される一定の建築物が除かれました。</p> <p>ロ 適用対象資産に、都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される一定の建築物が追加されました。</p> <p>ハ 雨水貯留・利用浸透のための構築物について、土地の浸透性舗装でその面積が3,000㎡以上の規模のものが追加されるとともに、雨水貯留浸透施設の貯水容量要件が次のとおり引き上げられました。</p> <table border="1" data-bbox="517 1749 1145 1850"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川流域</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>200 以上</td> <td>300 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	改正前	改正後	特定都市河川流域	100 以上	100 以上	その他の地域	200 以上	300 以上	<p>平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>都市再生特別措置法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日（平17.4.27）以後に取得等をするものについて適用されます。</p> <p>平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
区 分	改正前	改正後									
特定都市河川流域	100 以上	100 以上									
その他の地域	200 以上	300 以上									
(22) 倉庫用建物等の割増償却（措法48、68の36、措令29の6、39の65、旧措法48、68の36、旧措令29の	<p>適用対象法人が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく認定又は確認を受けたものに限定されました。</p> <p>適用対象資産が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に限定された上で、その床面積要件等が次のとおりとされました。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前</p>									

6、改正法附則1二十一、33②③、47②③、改正措令附則1七、18、28、改正措規附則9、12)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">普通倉庫</td> <td>多階建て</td> <td>床面積2,000㎡以上</td> <td>床面積3,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>平屋建て</td> <td>床面積1,000㎡以上</td> <td>床面積1,500㎡以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷蔵倉庫</td> <td>容積2,000以上</td> <td>容積3,000以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯蔵槽倉庫</td> <td>容積4,500以上</td> <td>容積6,000以上</td> </tr> </table>			区 分		改 正 前	改 正 後	普通倉庫	多階建て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上	平屋建て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上		冷蔵倉庫	容積2,000以上	容積3,000以上		貯蔵槽倉庫	容積4,500以上	容積6,000以上	に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
	区 分		改 正 前	改 正 後																			
	普通倉庫	多階建て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上																			
		平屋建て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上																			
	冷蔵倉庫	容積2,000以上	容積3,000以上																				
	貯蔵槽倉庫	容積4,500以上	容積6,000以上																				
(23) 植林費の損金算入の特例(措法52、68の38、旧措法50)	適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。			-																			
(24) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却(旧措法52、68の39、改正法附則33②④、47②④、旧措令39の68)	適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。			平17.4.1前に支出した費用又は負担金については、従来どおり適用されます。																			

引当金・準備金制度に関する改正

引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 海外投資等損失準備金(措法55三、68の43三、措令32の2②⑤、39の72、改正法附則34、48、改正措令附則19、29)	適格現物出資により外国法人である被現物出資法人(資源開発投資法人に該当するものを除きます。)に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、海外投資等損失準備金を取り崩すこととされました。	平17.4.1以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する特定法人の株式等又は債権について適用されます。
(2) 特定災害防止準備金(措法55の6、68の45)	適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	-
(3) 特定都市鉄道整備準備金(旧措法56、68の47、旧措令32の9、39の75、旧措規21の6、22の48、改正法附則1二、34、48、改正措令附則1二、19、29、改正措規附則1二、10、13)	整備事業計画の認定期限(平成17年9月30日)の到来をもって、この準備金制度が廃止されます。	平17.10.1前に認定を受けた整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金については、従来どおり適用されます。
(4) 電子計算機買戻損失準備金(措法57、68の50)	適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	-
(5) 日本国際博覧会出展準備金(旧措法57の2、68の52、旧措令33の2、39の80、旧措規21の10、22の53、改正法附則34、48、改正措令附則19、29、改正措規附則10、13)	適用期限(平成17年3月24日)の到来をもって、制度が廃止されました。	日本国際博覧会出展準備金を有する法人の平18.3.24を含む事業年度等以前の事業年度等の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。
(6) 使用済燃料再処理準備金(措法57の3、68の53、措令33の3、39の81、旧措法57の3、68の53、旧措令33の3、39の81、旧措規21の11、22の54、改正法附則1二十五、34、48、改正措令附則1十四、19、29、改正措規附則1十二)	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の制定に伴い、同法の特実用発電用原子炉設置者等が使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に充てるため、同法の規定により資金管理法に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入するという外部積立方式の制度に改組されました。 なお、この法律の施行の際現に使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者が、その施行の日を含む事業年度開始の日以後15年以内の日を含む各事業年度において、資金管理法に積み立てた金額のうち使用済燃料再処理等積立金とみなされる金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入することとされました。	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度等分の法人税について適用されます。 なお、同日において改正前の規定により積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を有す